

# 沖縄県有種雄牛の遺伝資源は、適正に利用しましょう！



**「沖縄県有種雄牛遺伝資源譲渡・取扱要領」** **(新設)**

**「沖縄県有種雄牛凍結精液等譲渡契約約款」** **(改正)**

の遵守・徹底をお願いします！



## 遺伝資源の利用方法

- ☑ 全ての県有種雄牛の遺伝資源は、**県内での利用**とし、その用途を **肥育牛・肥育素牛生産、繁殖雌牛生産**とします。
- ☑ **全ての県有種雄牛の凍結精液等は、県外流出を禁止とします。**  
(鳥取県を1代祖に持つ種雄牛以外も、**県外譲渡できません!**)

## 県が遺伝資源を譲渡する対象について

裏面を参照

- ☑ 県から遺伝資源を譲渡する対象は、**①家畜人工授精所の開設者、②家畜人工授精師、③獣医師**です。
- ☑ 家畜人工授精所未開設の獣医師・家畜人工授精師に譲渡する場合、**以後の譲渡はできないことを譲渡者に通知し、約款を遵守させる必要があります。**

## 畜産農家への遺伝資源の譲渡について

裏面を参照

- ☑ 県種雄牛の遺伝資源は、**県・県内家畜人工授精所から畜産農家への譲渡を行わないものとします。**
- ☑ やむを得ない事情により畜産農家が譲渡を希望する場合は、県から遺伝資源を譲り受けた家畜人工授精所と調整し、契約約款の「**別記様式4**」を記入し、**家畜人工授精所に提出**してください。
- ☑ 家畜人工授精所は、畜産農家が記入した別記様式4を管轄の**家畜保健衛生所へ提出**してください。

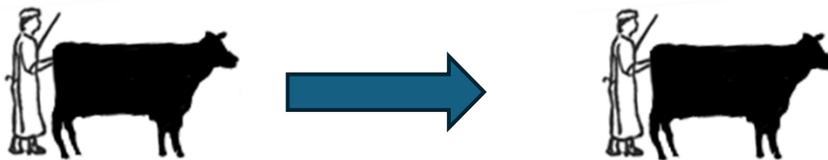
**(注意！)** 畜産農家も罰則対象となる可能性があります。

- 法令、約款に違反した者は、**遺伝資源の譲渡を停止**します。
- 不正な流通を行った者には、「家畜改良増殖法」に基づき、**100万円以下の罰金、授精師免許取消の可能性**があります。
- 約款に違反した者は、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」に基づき、**10年以下の懲役、1千万円以下の罰金に処される可能性**があります。

# 譲渡の流れ（授精証明書への記載方法）について

①

家畜人工授精所から、授精所未開設の授精師、獣医師への譲渡



以降の譲渡  
ができない  
よう、証明  
書に記載  
または押印

自己所有牛に  
のみ利用可能。  
他者へ譲渡  
できない。

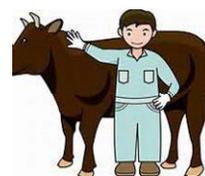
譲渡・経由の確認	
譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受をした年月日
沖縄県国頭郡今帰仁村諸志2009-5 沖縄県畜産研究センター R6.1.31	沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.1.31
沖縄県南城市大里2085 沖縄県中央家畜保健衛生所 R6.2.1	沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.1
沖縄県〇〇市〇〇 1-1 〇〇家畜人工授精所 R6.2.5	沖縄県〇〇郡〇〇町〇〇 2-2 ●● ●● R6.2.5
<b>記載又は押印（例：以降譲渡はできないものとする、●●氏の所有牛にのみ利用可等）</b>	
(参考) 注入又は体外授精記録	
獣医師（家畜人工授精師）の登録番号（免許番号）及び氏名	
注入を受けた雌畜の飼養者又は体外授精に係る未受精卵の所有者の氏名又は名称	
注入を受けた雌畜又は体外授精に係る未受精卵を採取した卵巣を採取した雌畜の名前	
家畜登録機関及び登録番号	
注入又は体外受精年月日	

②

やむを得ない理由により、畜産農家が自らの畜舎等で凍結精液等を保管する場合の譲渡

(家畜人工授精所)

やむを得ない場合  
を除き、譲渡しない



(畜産農家)

別記様式4号  
を授精所に  
提出する

受け取った  
別記様式を提出



**県要領・約款  
を遵守する！！**

最寄りの  
家畜保健衛生所

証明書への記載は

①

と同様！

● 精液ストローと証明書ラベルが一致しない場合、**授精証明書及び体内受精卵証明書は交付できません！**

● 不正な流通経路により入手した凍結精液等を利用して生産された牛は、**子牛登記も基本登記もできません！**